

東海村こども・わかもの応援給付金 よくあるお問い合わせ

《申請について》

Q 申請はどのように行えばいいですか。

A 対象者となるお子様宛てに申請書を送付しますので、申請書に必要事項を記入し、確認書類を貼付の上、同封の返信用封筒にて学校教育課までご提出ください。

Q 申請は誰の名前で行えばいいですか。

A 原則、保護者の方の名義(父または母)で申請してください。祖父母等がお子様を養育している場合や法定代理人がいる場合は、それらの方が申請者となります。

※児童手当を受給している場合(公務員の方は除く)は、児童手当を受給する父母等の名義で申請してください。

※申請日時点でお子様が生18歳の場合は、保護者またはお子様いずれかから申請をいただけますが、保護者が申請する場合は、お子様の本人確認書類も必要となりますのでご注意ください。

Q 電子申請はできますか。

A 電子申請での受付は行っておりません。送付される申請書により申請してください。申請書には返信用封筒を同封しています。

《支給要件について》

Q 所得制限はありますか。

A 所得制限はありません。

Q 東海村に居住していますが住民登録がありません。申請はできますか。

A 住民登録がない特別な事情がある方(配偶者等からの暴力で避難している方や震災により避難している方)は、支給要件(令和7年5月1日から7月1日まで継続して東海村に居住していること)を満たせば申請をすることができます。住民登録がないため申請書が送付されませんので、学校教育課までお問合せください。

Q 東海村に転入しましたが、申請できますか。

A 令和7年5月1日から7月1日まで継続して東海村に住民登録のあった方が支給の対象となります。5月2日以降に転入された方については、申請することはできません。なお、基準となる日は、転入の届出を行った日ではなく、住所を定めた日となります。

Q 外国籍でも申請できますか。

A 支給要件を満たしている場合、外国籍の方も日本国籍の方と同様に対象となります。

Q 子どもが就職しており学生ではありませんが申請できますか。

A 就学の有無に関わらず申請することができます。

《支給方法について》

Q どこに、いつ支給されますか。

A 申請書により指定があった口座に10月下旬に支給を予定しています。10月下旬に送付します決定通知に振込日を記載しますので、通知をご確認ください。

Q 支給は現金ですか。

A 口座振込による、現金支給となります。

《その他》

Q 給付金は課税されますか。

A 対象となるお子様の1年間の所得がこども・わかもの応援給付金のみの場合は課税されません。

※お子様に給付金以外の収入がある場合は課税されることがあります。

Q 給付金の通知が届きません。

A 8月中にご自宅に申請書が届かない場合は学校教育課までお問い合わせください。
なお、令和7年5月1日から7月1日まで住民登録がないお子様は支給の対象ではないため、通知が届きません。住民登録がない特別な事情がある方(配偶者等からの暴力や震災により避難している方)については、学校教育課までお問合せください。